

第3次室蘭市男女平等参画基本計画（素案）の概要

◎ 見直しのポイント

- (1) 市民アンケートの現状値と現代に合わせた成果指標の追加（表1）
 - ①昨年度行った、市民アンケートの結果から第2次計画策定時（平成26年）から男女平等に対する市民意識は上がっているが、どの項目も目標値には達していない状況等も踏まえた見直しや現代に合った目標項目の追加
- (2) 国や道の計画との整合性や現代に合った内容とするための見直し（表2）
 - ①対象者の見直し：Ⅲ-1、Ⅲ-1-(1)
「女性への暴力」→「あらゆる暴力」
 - ②施策の方向の追加
Ⅲ-2-(8) 「性の多様性を尊重するための支援・環境整備の推進」
Ⅲ-3-(3) 「妊娠、出産等に関する健康支援」
Ⅲ-3-(4) 「スポーツ分野における男女平等参画の推進」
- (3) 第3章「計画の推進」の内容変更
 - ①市民に対して実施している意識調査を企業に対しても実施することを明記
 - ②男女に限らず性的マイノリティを含めたジェンダー平等のまちづくりに向けて取り組みを推進

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨：だれもが性別にかかわらず、個人として尊重され、その個性と能力を發揮し、責任を分かち合い、主体的に行動できる社会の実現を目指して、行政と市民や関係団体、企業が一体となって取り組むための施策の方向と内容を明らかにするとともに、「男女平等」を理念とし、4つの基本目標を掲げ推進するものです。
2. 計画の性格：(1)男女共同参画社会基本法の理念を尊重し、男女平等参画社会の実現に向けた基本指針として、市政の各分野における関連施策を計画的に推進するために必要な事項を明らかにするものです。
(2)室蘭市総合計画の個別計画としての性格を有するものです。
(3)市民や民間団体、企業の理解や協力を得ながら協働して推進するものです。
(4)アンケート結果や市民団体からの提言等、市民の意見を尊重して策定しております。
3. 計画の期間：令和6年度から令和15年度の10年間（5年間で見直しを検討）
4. 成果指標：国の第5次基本計画では実効性のあるものとするため、各重点分野において成果目標が示されています。これを参考とし、室蘭市における男女平等参画社会の形成状況を把握するため、以下の通り成果指標を設定します。

(表1)

項目	目標値	現状値			R5-H25比較	
		平成25年	平成30年	令和5年		
基本目標1	家庭生活について男女平等だと考える人の割合	50%	27.4%	28.3%	28.5%	1%
	地域活動の場において男女平等だと考える人の割合	50%	28.4%	24.6%	19.7%	-9%
	職場において男女平等だと考える人の割合	50%	15.4%	15.3%	21.1%	6%
	男性は仕事、女性は家事や育児という考え方に賛成の人の割合	10%以下			26.4%	
	「男女平等参画」と言う用語の周知度	100%	73.9%	73.9%	80.6%	7%
基本目標2	審議会等委員における女性登用率	30%	21.6%	21.1%	18.9%	-3%
	男性も育児休業や介護休業について、積極的に取るべきだと考える人の割合	50%			26.1%	
基本目標3	家庭内暴力(DV)の周知度	100%	91.2%	74.5%	97.4%	6%
	セクシャル・ハラスメントの周知度	100%	87.5%	73.2%	86.1%	-1%
	性的少数者について「知っている」と答えた人の割合	100%			50.4%	

第2章 計画の内容

【計画の体系】

(表2)

基本目標	基本方向	施策の方向
I 男女平等参画の実現に向けた意識づくり	1. 男女平等参画の意識づくり	(1) 広報と啓発活動の充実 (2) 調査の充実 (3) 情報収集・提供の充実
	2. 男女平等参画の視点に立った学習の推進	(1) 家庭における男女平等参画学習の推進 (2) 学校等における男女平等参画学習の推進 (3) 社会における男女平等参画学習の推進
	3. 働く場における男女平等参画の推進	(1) 職場における男女平等参画意識の推進 (2) 雇用における機会均等の意識づくり
II あらゆる分野への男女平等参画の推進(女性活躍推進計画)	1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 審議会等への女性登用促進 (2) 企業・各種機関・団体等への女性の参画促進 (3) 市における女性職員の職域拡大と登用促進
	2. 家庭生活と職業・地域生活の両立支援	(1) 育児や介護への支援体制の充実 (2) 家庭生活への男女平等参画の促進 (3) 地域活動に参画できるための環境整備の促進
	3. 働く場における労働環境の整備	(1) 職場における男女平等参画の確保 (2) 女性の就業機会の拡大 (3) 再就職希望者や非正規労働者等への支援・相談体制の充実
	4. 防災分野における男女平等参画の推進	(1) 防災分野における女性の参画拡大 (2) 防災現場における男女平等参画の推進
III 人権が尊重される社会の形成	1. あらゆる暴力の根絶(DV防止計画)	(1) あらゆる暴力の根絶に対する取組の充実 (2) 性の尊重など女性の人権についての認識の浸透
	2. 子どもから高齢者までみんなが安心して暮らせる社会	(1) 生涯学習機会の提供と充実 (2) 健康づくりの推進 (3) 生きがいと社会参加の促進 (4) 介護サービス等の整備 (5) ひとり親家庭や障がいのある人の生活支援 (6) 相談支援体制の充実 (7) ひとにやさしいまちづくりの推進 (8) 性の多様性を尊重するための支援・環境整備の推進
	3. 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利	(1) 「性と生殖に関する健康・権利」の考え方の普及促進 (2) 女性の健康を脅かす問題への対策の推進 (3) 妊娠、出産等に関する健康支援 (4) スポーツ分野における男女平等参画の推進
IV 国際的協力と国際交流の推進	1. 国際的な視野からの連携と相互協力の推進	(1) 国際理解教育の推進 (2) 市内に居住する外国人との交流促進

第3章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 評価・見直し
3. 推進のための取組